

令和8年(フ)第883号

大阪府吹田市広芝町7番26号3F
破産者 株式会社G. Lエステート

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第399号

東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡8-709

破産者 新井 正美

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第437号

東京都町田市木曾東3丁目16番25-201号
破産者 円谷 敬子

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第38号

広島県廿日市市串戸3丁目24-9ルーナパッソ402号室

破産者 合同会社カルフル

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止及び免責許可決定**令和6年(フ)第84号**

岡山県真庭市目木1702番地7

破産者 岡田千代美

- 1 決定年月日 令和8年5月25日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第116号

福岡県京都郡苅田町新津2丁目1番4号メンブーズタウン苅田A 107号室、住民票上の住所福岡市南区柳瀬2丁目3番29-107号ウイングピア柳瀬

破産者 片山 義士

- 1 決定年月日 令和8年5月28日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和8年(フ)第3号

福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目22番地1(福盛ビル302号)

破産者 山本 景洙

- 1 決定年月日 令和8年5月28日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第538号

沖縄県那覇市前島3丁目8番7号、住民票上の前住所沖縄県那覇市樋川1丁目4番14号奏・グループホームゆいまーる樋川401

破産者 佐藤 誠

- 1 決定年月日 令和8年5月28日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年(フ)第29号

愛知県江南市宮後町天神97番地1

破産者 熊澤 眞美

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第646号

兵庫県尼崎市今福1丁目1番18-201号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬寺島1丁目14番19号

破産者 穴吹 照美

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年(フ)第14号

兵庫県宝塚市武庫川町6-26 ジオタワー宝塚EAST2906、申立時の住所兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町13番43-405号

破産者 ジョジョことLIM CHANGCH I(林昌治)

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第1024号

福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地51番12号、住民票上の住所福岡県豊前市大字川内538番地1

破産者 上田 直紀

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1056号

北九州市小倉北区末広1丁目6番7号

破産者 金村 泰子

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第173号

北九州市八幡西区星ヶ丘2丁目10番17号、前住所北九州市戸畑区牧山1丁目10番21号

破産者 鈴木 年男

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第48号

佐賀市高木瀬東三丁目10番9号 コーポハガクレ201

破産者 米倉由由美

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第431号

佐賀県神埼市千代田町渡瀬476 グループホーム 福祿寿、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田甲2113番地

破産者 吉田 龍二

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第29号

佐賀市川副町大字小々森2106番地60

破産者 光富 棕一

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第70号

佐賀県鳥栖市本町2丁目129番地1 ジェネシスVI201

破産者 吉村 裕之

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係